

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) せつどうかい

1 政治団体の名称 摂堂会

2 主たる事務所の所在地 富山県氷見市北大町3-5

3 代表者の氏名 堂故 茂

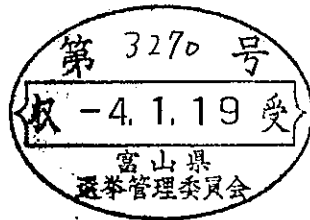
4 会計責任者の氏名 谷野 光一

事務担当者の氏名

池田 士壽男
(電話) 0766-74-3217

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 参議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	堂故 茂

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	堂故 茂
公職の種類 参議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,617,995
(前年からの繰越額)	1,152,975
(本年の収入額)	2,465,020
支 出 総 額	40,725
翌年への繰越額	3,577,270

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,465,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,465,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,465,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	20	
	合 計	20	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	稲垣一巳	30,000	R3/1/4	中新川郡上市町広野824	無職		
2	平田互	30,000	R3/1/13	富山市奥井町3-5	会社役員		
3	木津裕	10,000	R3/1/15	高岡市千石町7-10	会社役員		
4	若林留雄	5,000	R3/1/20	氷見市大野513	無職		
5	若林留雄	5,000	R3/2/19	氷見市大野513	無職		
6	若林留雄	5,000	R3/4/20	氷見市大野513	無職		
7	若林留雄	5,000	R3/5/20	氷見市大野513	無職		
8	若林留雄	5,000	R3/6/18	氷見市大野513	無職		
9	若林留雄	5,000	R3/7/20	氷見市大野513	無職		
10	若林留雄	5,000	R3/8/20	氷見市大野513	無職		
11	若林留雄	5,000	R3/9/17	氷見市大野513	無職		
12	若林留雄	5,000	R3/10/20	氷見市大野513	無職		
13	若林留雄	5,000	R3/11/19	氷見市大野513	無職		
14	若林留雄	5,000	R3/12/20	氷見市大野513	無職		
15	(小計)	55,000					
	この頁の小計	125,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	1. 個人 職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
16	中村久美子	100,000	R3/2/25	氷見市島尾1306	無職	
17	久保義弘	30,000	R3/4/9	氷見市余川281	無職	
18	岡本清右衛門	30,000	R3/4/28	高岡市横田町1-2-3	会社役員	
19	梶義明	30,000	R3/4/28	氷見市朝日本町25-8	自営業	
20	杉山義継	10,000	R3/4/28	射水市三ヶ3270	会社役員	
21	伏脇忠昭	30,000	R3/4/28	西東京市栄町1-1-23	会社役員	
22	船場健治	30,000	R3/4/28	氷見市十二町431	会社役員	
23	堀仁志	30,000	R3/4/28	富山市大町85-6	会社役員	
24	森本太郎	240,000	R3/4/28	氷見市北大町2-33	団体役員	
25	山本満夫	30,000	R3/4/28	射水市中太閣山2-41	自営業	
26	山本吉弘	30,000	R3/4/28	砺波市鷹栖373-1	会社役員	
27	渡辺隆	10,000	R3/4/28	射水市二口795	会社役員	
28	赤丸準一	30,000	R3/4/30	高岡市大手町14-13	会社役員	
29	尾山春枝	100,000	R3/4/30	射水市放生津町17-10	団体役員	
30	米屋慎一	30,000	R3/4/30	黒部市生地582	会社役員	
	この頁の小計	760,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
31	島田勝由	60,000	R3/4/30	南砺市山見1755-1	会社役員		
32	清水正司	30,000	R3/4/30	富山市磯部町1-9-22ディーグランセ 磯部町204	会社役員		
33	高島茂樹	30,000	R3/4/30	金沢市三口新町3丁目13-20	会社役員		
34	牧田和樹	30,000	R3/4/30	富山市大泉中部8-20	会社役員		
35	金尾雅行	60,000	R3/4/30	富山市東岩瀬町100	会社役員		
36	浦山哲郎	10,000	R3/5/6	射水市三ヶ568-8	会社役員		
37	大津賀保信	30,000	R3/5/6	富山市西中野本町2-6	会社役員		
38	岸田毅	30,000	R3/5/6	氷見市朝日丘11-36	会社役員		
39	毛利功	30,000	R3/5/6	滑川市上小泉517	会社役員		
40	串田伸男	30,000	R3/5/7	射水市小杉白石567-2	会社役員		
41	酒井誠	30,000	R3/5/7	高岡市清水町3丁目4-29	会社役員		
42	坂田光文	30,000	R3/5/7	富山市中大久保32-10	会社役員		
43	坂本吉隆	30,000	R3/5/7	砺波市芹谷2-2	会社役員		
44	木戸繁夫	30,000	R3/5/10	東京都東村山市恩多町3-1-4	会社役員		
45	久郷慎治	30,000	R3/5/10	富山市丸ノ内3-2-6	会社役員		
	この頁の小計	490,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
46	杉江幸男	30,000	R3/5/10	高岡市内島51	会社役員		
47	松井秀昭	30,000	R3/5/10	富山市日方江218	会社役員		
48	荒谷修二	30,000	R3/5/11	射水市奈呉の江8-4	会社役員		
49	大谷壽一	30,000	R3/5/11	射水市奈呉の江8-4	会社役員		
50	河島節郎	30,000	R3/5/11	射水市堀内179-10	会社役員		
51	谷口英樹	30,000	R3/5/11	富山市東町3-3-14	会社役員		
52	廣瀬淳	30,000	R3/5/11	滑川市栗山3596	会社役員		
53	中尾哲雄	100,000	R3/5/12	富山市太郎丸本町1-4-18	会社役員		
54	石坂兼人	30,000	R3/5/13	富山市神通町2-3-10	会社役員		
55	山口正志	120,000	R3/5/13	高岡市中川本町2-9	会社役員		
56	松郷英世	30,000	R3/5/14	射水市串田6385	会社役員		
57	村田義弘	30,000	R3/5/14	高岡市麻生谷571	会社役員		
58	余西孝之	10,000	R3/5/14	砺波市一番町1-15	会社役員		
59	八田正人	30,000	R3/5/15	高岡市荒屋敷147	会社役員		
60	松田登	50,000	R3/5/15	中新川郡舟橋村舟橋415	会社役員		
	この頁の小計	610,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
61	四方正治	30,000	R3/5/17	射水市八幡町1-8-16	会社役員		
62	島小一	120,000	R3/5/21	射水市川口883	会社役員		
63	豆本義弘	30,000	R3/5/27	高岡市二塚722	自営業		
64	長谷川達雄	30,000	R3/5/28	富山市中央通り1-1-8	会社役員		
65	塩井保彦	30,000	R3/6/21	富山市梅沢町2-9-1	会社役員		
66	加茂輝隆	30,000	R3/8/31	高岡市博労町2-17	会社役員		
67	石崎功	60,000	R3/10/29	南砺市中の江130-6	会社役員		
68	塚田隆	30,000	R3/11/2	富山市堤町通り1-1-28	会社役員		
69	加治秀夫	60,000	R3/11/8	射水市片口久々江字錦674-2	会社役員		
70	延澤泰明	30,000	R3/11/10	高岡市美幸町1-4-75	会社役員		
71	深松隆	30,000	R3/12/2	下新川郡朝日町笹川1011	会社役員		
	この頁の小計	480,000					
	その他の寄附						
	合計	2,465,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	40,725	0	
小 計	40,725	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	40,725		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査代	22,000	R3/3/22	坂口税理士事務所 坂口 正	高岡市荻布602-3	
2	切手購入代	16,800	R3/5/6	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3						
4						
5						
	この頁の小計	38,800				
	その他の支出	1,925				
	合 計	40,725				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 1月 19日

政治団体の名称 撰堂会

会計責任者の氏名 谷野

光一



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年1月18日

撰 堂 会

代表 堂故 茂 殿

登録政治資金監査人 坂口 正

登録番号 第2300号

研修修了年月日 平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、撰堂会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、撰堂会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

摂堂会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上